

川西市子ども・子育て会議 Web 会議運用に係る要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、川西市子ども・子育て会議条例の規定に基づき、川西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の Web 会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催）

第 2 条 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に Web 会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像と音声の送受信を行い、かつ資料をファイル共有等により行う方法をいう。以下同じ。）を利用して開催することができる。

（参加及び出席）

第 3 条 前条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の委員は、会長の承認を得て、Web 会議の方法で子ども・子育て会議に参加することができる。

2 この場合において、当該委員は、Web 会議の方法による参加をもって子ども・子育て会議に出席したものとす。

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声も含め送受信が完全にできない場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web 会議システムの利用において、会長が、映像のみならず音声も含め送受信できなくなった場合には、川西市子ども・子育て会議条例に準じ副会長が職務を代理する。

（傍聴）

第 4 条 Web 会議の方法による会議については、指定した場所において、インターネットを経由した会議を傍聴させることができる。このほか、URL 等を示す方法などにより、インターネットを経由した傍聴をさせることができる。

（非公開の会議の傍聴）

第 5 条 なお、川西市子ども・子育て会議会議公開運用要綱(平成 25 年)第 6 条第 2 項により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

（部会）

第 6 条 この要領の規定は、川西市子ども・子育て会議条例施行規則(平成 25 年)第 4 条の部会について、準用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 9 月 12 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

待機児童数・留守家庭児童育成クラブの状況

1 待機児童数の推移と利用児童数等（各年4月時点・人）

年	平成 30 年				平成 31 年				令和 2 年															
	1号	2号	3号		2・3号	1号	2号	3号		2・3号	1号	2号	3号		2・3号									
	3～5歳		0歳	1・2歳	合計	3～5歳		0歳	1・2歳	合計	3～5歳		0歳	1・2歳	合計									
人口	3,778				950	2,255		6,983	3,696				984	2,123		6,803	3,611				864	2,093		6,568
定員数	2,918	1,151	204	884	2,239	2,855	1,193	226	927	2,346	2,865	1,321	272	1,053	2,646									
申込児童数	-	1,215	165	895	2,275	-	1,245	172	893	2,310	-	1,446	137	900	2,483									
利用児童数	-	1,189	150	797	2,136	-	1,234	162	834	2,230	1,969	1,410	134	841	2,385									
待機児童数（国）	-	9	0	27	36	-	2	1	26	29	-	5	0	12	17									

中学校区毎の実績は「資料 2-2」参照（2・3号認定区分のみ）

2 平成 31 年 4 月以降の 2・3号認定の利用定員増減

	区域	区分	種別	施設	時期	2号認定	3号認定
認可	多田中学校区	新設	保育園	エンゼルキッズ多田	令和 2 年 4 月	-	40 人
	川西中学校区	新設	保育園	あい保育園川西火打	令和 2 年 4 月	40 人	30 人
	川西中学校区	新設	保育園	鶴之荘保育園	令和 2 年 4 月	24 人	16 人
認可外	川西中学校区	定員変更	企業	ちびっこ保育園キセラ川西	令和元年度	69 人	31 人
	川西中学校区	新設	企業	H20 ほいくえん川西	令和元年度	-	19 人
	川西中学校区	新設	企業	YPC 小戸保育園	令和元年度	-	19 人
	川西中学校区	新設	企業	えんじえるういっしゅ保育園	令和元年度	-	12 人
合計						133 人	167 人

令和 2 年 8 月時点で令和 3 年 4 月に開園予定の保育施設は無し

3 留守家庭児童育成クラブの状況（各年5月時点・人）

小学校等	平成30年			令和元年			令和2年		
	定員	登録児童数	待機数	定員	登録児童数	待機数	定員	登録児童数	待機数
久代	80	84	0	80	83	0	80	91	0
加茂	40	48	0	40	60	9	40	60	24
川西	120	132	0	120	142	10	120	144	16
桜が丘	80	63	0	80	81	0	80	91	0
川西北	74	81	0	74	85	3	74	87	7
明峰	80	96	13	80	102	10	80	101	30
多田	40	34	0	40	43	0	40	50	5
多田東	69	79	0	69	82	3	69	82	4
緑台	40	34	0	40	37	0	40	34	0
陽明	40	37	0	40	36	0	40	36	0
清和台	40	41	0	40	39	0	40	34	0
清和台南	80	64	0	80	64	0	80	56	0
養護	-	0	2	-	0	1	-	0	0
けやき坂	70	84	11	70	85	21	70	84	28
東谷	71	79	0	71	66	0	71	70	0
牧の台	80	107	0	80	93	0	80	84	0
北陵	54	64	6	54	62	22	54	65	8
民間	136	81	0	176	106	0	216	137	0
計	1,194	1,208	32	1,234	1,266	79	1,274	1,306	122

4 平成31年4月以降の取り組み状況

小学校区	区分	クラブ	時期	効果
東谷・牧の台小学校区	民間	里っこクラブこどもの家	令和元年5月	・定員40人・待機児童の発生している校区で新たに開設
けやき坂・明峰小学校区	民間	けやキッズ	令和2年5月	・定員40人・待機児童の発生している校区で新たに開設

2・3号認定児童中学校区毎の状況

資料2-2

	中学校区	就学前児童数				申込児童数				申込率				利用定員数				利用児童数				待機児童数			
		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
平成30年4月	川西南	165	377	579	1,121	29	162	182	373	17.6%	43.0%	31.4%	33.3%	17	111	145	273	25	144	178	347	0	5	4	9
	川西	255	510	731	1,496	42	230	299	571	16.5%	45.1%	40.9%	38.2%	84	305	400	789	39	192	290	521	0	9	1	10
	明峰	76	190	337	603	12	68	83	163	15.8%	35.8%	24.6%	27.0%	17	54	61	132	11	62	80	153	0	1	0	1
	多田	159	355	592	1,106	23	123	195	341	14.5%	34.6%	32.9%	30.8%	15	117	173	305	20	108	189	317	0	6	4	10
	緑台	57	146	257	460	9	48	65	122	15.8%	32.9%	25.3%	26.5%	6	30	54	90	8	44	65	117	0	1	0	1
	清和台	77	260	564	901	18	99	149	266	23.4%	38.1%	26.4%	29.5%	21	106	122	249	17	92	147	256	0	1	0	1
	東谷	161	417	718	1,296	32	165	242	439	19.9%	39.6%	33.7%	33.9%	41	166	194	401	30	154	241	425	0	4	0	4
計	950	2,255	3,778	6,983	165	895	1,215	2,275	17.4%	39.7%	32.2%	32.6%	201	889	1,149	2,239	150	796	1,190	2,136	0	27	9	36	
平成31年4月	川西南	196	352	581	1,129	27	145	195	367	13.8%	41.2%	33.6%	32.5%	30	130	155	315	24	137	194	355	0	3	0	3
	川西	262	487	732	1,481	51	233	294	578	19.5%	47.8%	40.2%	39.0%	96	326	432	854	46	210	290	546	1	10	1	12
	明峰	63	187	328	578	18	75	83	176	28.6%	40.1%	25.3%	30.4%	17	54	61	132	18	71	83	172	0	1	0	1
	多田	162	328	578	1,068	27	114	193	334	16.7%	34.8%	33.4%	31.3%	15	117	173	305	25	103	190	318	0	6	1	7
	緑台	59	157	253	469	9	57	72	138	15.3%	36.3%	28.5%	29.4%	6	30	54	90	9	56	71	136	0	0	0	0
	清和台	93	218	521	832	14	93	150	257	15.1%	42.7%	28.8%	30.9%	21	106	122	249	14	89	148	251	0	2	0	2
	東谷	149	394	703	1,246	26	176	258	460	17.4%	44.7%	36.7%	36.9%	41	164	196	401	26	168	258	452	0	4	0	4
計	984	2,123	3,696	6,803	172	893	1,245	2,310	17.5%	42.1%	33.7%	34.0%	226	927	1,193	2,346	162	834	1,234	2,230	1	26	2	29	
令和2年4月	川西南	150	372	549	1,071	26	159	222	407	17.3%	42.7%	40.4%	38.0%	30	130	155	315	25	145	216	386	0	3	1	4
	川西	254	493	743	1,490	41	246	326	613	16.1%	49.9%	43.9%	41.1%	136	418	560	1,114	40	218	318	576	0	8	1	9
	明峰	80	176	327	583	13	65	101	179	16.3%	36.9%	30.9%	30.7%	17	54	61	132	13	64	101	178	0	0	0	0
	多田	113	331	571	1,015	19	117	212	348	16.8%	35.3%	37.1%	34.3%	21	151	173	345	19	114	202	335	0	0	1	1
	緑台	43	161	285	489	7	62	97	166	16.3%	38.5%	34.0%	33.9%	6	30	54	90	7	60	95	162	0	1	0	1
	清和台	85	197	461	743	12	87	183	282	14.1%	44.2%	39.7%	38.0%	21	106	122	249	11	83	180	274	0	0	0	0
	東谷	139	363	675	1,177	19	164	305	488	13.7%	45.2%	45.2%	41.5%	41	164	196	401	19	157	298	474	0	0	2	2
計	864	2,093	3,611	6,568	137	900	1,446	2,483	15.9%	43.0%	40.0%	37.8%	272	1,053	1,321	2,646	134	841	1,410	2,385	0	12	5	17	

幼保連携型認定こども園への移行事業者の募集について

第 2 期川西市子ども・子育て計画第 5 章事業計画「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策」及び子育て安心プラン実施計画に基づき、保育定員の増を図る。

1．根拠（教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策：計画 P46）

教育・保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策
確保方策の考え方

（抜粋）令和 4（2022）年度に保育施設の新設による 2・3 号認定定員あわせて 90 人の増を図ることに加え、認定こども園の 2 号認定に関し、令和 3（2021）年度に 60 人、令和 4（2022）年度に 30 人の定員変更による定員増を図ります。また、1 号認定定員については毎年度利用定員の変更を行います。

なお、保育施設の整備に関しては、施設数・類型等に関し、実施時に最適と考えられる方法を検討することとします。

2．現在の状況及び今後の推計（令和 2 年 4 月時点で見直し）

資料 3-2 を参照。

3．具体的な提供体制の確保方策

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を対象に、幼保連携型認定こども園への移行に伴う補助を行い、2 号認定定員の増及び 1 号認定定員（新 1 号認定定員を含む）の見直しを図る。

4．募集概要

施設	幼保連携型認定こども園
定員設定	【幼保連携型認定こども園への移行にあたって新たに設定する認定区分ごとの定員数】 2 号認定：140 人までの範囲で設定すること 1 号認定：現行の定員数から新たに設定する 2 号認定児童数を差し引いた定員数未満で設定すること 3 号認定：設定しないこと（保育の運用上必要な場合は若干名の設定を可とする）
募集上限	各応募事業者の新たに設定する 2 号認定定員数が 140 人に達するまで
区域	市内全域
整備方法	原則、幼稚園舎の増築・改修による
開園時期	令和 4 年 4 月 1 日
開園時間	1 日 11 時間（午前 7 時～午後 6 時） 午後 8 時までの延長保育事業を実施することが望ましい
閉園可能日	年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで）及び日曜日・祝日
実施を希望する子ども・子育て支援事業等	・延長保育事業（午後 7 時までは必須。午後 8 時までが望ましい） ・休日保育事業

5．事業者の主な応募資格

市内で学校教育法（昭和 22 年 3 月 29 日法律第 26 号）第 77 条に規定する幼稚園を運営する学校法人であること。

6. スケジュール

提出書類受付締め切り 令和2年12月4日(金) 事業者選考 令和2年12月中旬(予定)

令和2年									令和3年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
								子・子会議			選考審査			国補助事前協議
								議会報告			事業者選定			
								公募開始	公募					

令和3年									令和4年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業着手		入札公告		工事業者決定								
				工事着工	→					竣工		
		認可手続開始	→								認可	

7. 事業者の選考(案)

(1) 事業者選考部会の設置

川西市子ども・子育て会議に、下記の委員構成による「(仮称)川西市子ども・子育て会議民間保育施設等事業者選考部会」を設置する。当該部会では選考基準の決定やヒアリング等を行い選考にあたる。

委員構成	備考
学識経験者	子ども・子育て会議委員
市立保育所 保育士	子ども・子育て会議委員
市立幼稚園 幼稚園教諭	子ども・子育て会議委員
市民委員	子ども・子育て会議委員

川西市子ども・子育て会議条例

第3条第2項 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

第7条第1項 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

(2) 事業者の選考にかかる決定について

下記の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成により、選考部会での決定事項を、子ども・子育て会議の決定とみなすことができる。

川西市子ども・子育て会議条例

第6条第4項 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

川西市子ども・子育て会議条例施行規則

第2条 条例第6条第4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・子育て会議の出席委員(臨時委員を含む。)の3分の2以上の多数により、条例第7条第1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・子育て会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。

子育て安心プラン実施計画に基づく量の見込み及び提供体制の確保方策

保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

- ・人口推計 コーホート変化率法により算出
- ・利用希望率 下記参照
- ・量の見込み 人口推計と利用希望率の積
- ・確保方策 私立幼稚園の新制度移行支援及び認定こども園の定員変更により対応（既存施設の定員変更により対応）

年度	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）					令和4年度（2022年度）					令和5年度（2023年度）					令和6年度（2024年度）														
	1号	2号	3号		2・3号計	1号	2号	3号		2・3号計	1号	2号	3号		2・3号計	1号	2号	3号		2・3号計	1号	2号	3号		2・3号計										
年齢	3～5歳		0歳	1・2歳		3～5歳																													
人口推計	3,611		864	2,093		6,568		3,465		930	2,036		6,431		3,438		911	1,956		6,305		3,271		893	2,004		6,168		3,276		875	1,964		6,115	
利用希望率	60.0%	40.0%	15.9%	43.0%	37.8%	58.5%	41.5%	17.5%	43.9%	38.7%	58.5%	41.5%	17.5%	44.8%	39.0%	58.5%	41.5%	17.5%	45.7%	39.4%	58.5%	41.5%	17.5%	45.7%	39.4%	58.5%	41.5%	17.5%	45.7%	39.4%					
量の見込み（×）	2,167	1,446	137	900	2,483	2,028	1,437	162	893	2,492	2,012	1,426	159	876	2,461	1,914	1,357	156	915	2,428	1,917	1,359	153	897	2,409										
既存施設定員	2,865	1,177	218	904	2,299	2,805	1,177	218	904	2,299	2,675	1,176	218	905	2,299	2,675	1,176	218	905	2,299	2,675	1,176	218	905	2,299										
基本過不足（-）	698	-269	81	4		777	-260	56	11		663	-250	59	29		761	-181	62	-10		758	-183	65	8											

企業主導型（地域枠171）	0	71	0	0	71	0	71	0	0	71	0	71	0	0	71	0	71	0	10	81	0	71	0	0	71
---------------	---	----	---	---	----	---	----	---	---	----	---	----	---	---	----	---	----	---	----	----	---	----	---	---	----

【対策前】不足数計	0	-198	0	0	-198	0	-189	0	0	-189	0	-179	0	0	-179	0	-110	0	0	-110	0	-112	0	0	-112
-----------	---	------	---	---	------	---	------	---	---	------	---	------	---	---	------	---	------	---	---	------	---	------	---	---	------

対策	新設整備																								
	定員変更による増						-69	47	0	0	47	-140	140	0	0	140									
	計（過年度分積上）	0	0	0	0	0	-69	47	0	0	47	-209	187	0	0	187	-209	187	0	0	187	-209	187	0	0

【対策後】不足数計	0	-198	0	0	-198	0	-142	0	0	-142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-----------	---	------	---	---	------	---	------	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

利用希望率

区分	2020	2021	2022	2023	2024
0歳（3号）	15.9%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
1-2歳（3号）	43.0%	43.9%	44.8%	45.7%	45.7%
3-5歳（2号）	40.0%	41.5%	41.5%	41.5%	41.5%

【利用希望率算出方法】

- 0歳児（3号） 過去5年間の最大値を活用
- 1-2歳児（3号） 保育の無償化のあった2019-2020の伸び率が今後の最大値と仮定し適用
- 3-5歳児（2号） アンケート結果における最大値まで需要増が見込まれるものとし適用
- 3-5歳児（1号） 3-5歳人口 - 2号児童数

認定こども園の定員変更について

第 2 期川西市子ども・子育て計画第 5 章事業計画「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策」に基づき、認定こども園の定員変更を行う。

1) 根拠（教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策：計画 P46）

教育・保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

確保方策の考え方

（抜粋）令和 4（2022）年度に保育施設の新設による 2・3 号認定定員あわせて 90 人の増を図ることに加え、認定こども園の 2 号認定に関し、令和 3（2021）年度に 60 人、令和 4（2022）年度に 30 人の定員変更による定員増を図ります。

2) 現在の状況及び今後の推計（令和 2 年 4 月時点で見直し）

資料 3-2 を参照。

3) 具体的な提供体制の確保方策

園名	類型	区分	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号 計
			3～5歳児		0歳児	1・2歳児	
山下教会 めぐみ園	保育所型認定こども園	現状	75	15	5	10	30
		変更定員	-9	+9	0	0	+9
		変更後	66	24	5	10	39
美山こども園	幼保連携型認定こども園	現状	210	30	6	36	72
		変更定員	-60	+38	0	0	+38
		変更後	150	68	6	36	110

計 1号認定 - 69人・2号認定+47人

【参考】

在園児数（令和 2 年 4 月 1 日時点）

園名	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号 計
	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	
山下教会めぐみ園	55	30	0	13	43
美山こども園	160	93	5	25	123

東谷中学校区の状況（令和 2 年 4 月 1 日時点）

園名	1号認定	2号認定	3号認定		計
	3～5歳児		0歳児	1・2歳児	
就学前児童数	675		139	363	1,177
申込児童数	343	305	19	164	831
利用定員数	445	196	41	164	846
利用児童数	343	298	19	157	817
待機児童数	0	2	0	0	2

市立教育・保育施設のあり方検討について

第 2 期川西市子ども・子育て計画第 6 章市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方について「04 今後の方針と取り組み」に基づき、市立教育・保育施設のあり方についての検討を開始する。

1. 根拠（教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策：計画 P59）

市立幼稚園児童数減少への対応

（抜粋）これまで、第 1 期計画に基づき、幼稚園児数の減少に対応するため、幼保一体化などの取り組みを進めてきましたが、今後、「幼児教育・保育の無償化」の影響が予想され、令和 2 年度以降の動向によっては、市立幼稚園のあり方について、さらなる対応が求められます。

今後のあり方については、「幼児教育・保育の無償化」の影響を見定めた上で、令和 2 年度以降に川西市子ども・子育て会議において協議を開始します。

計画の見直し

（抜粋）「幼児教育・保育の無償化」を見定めた上で、各施設の方向性を適切に示すため、本計画の中間年である令和 4（2022）年度に第 6 章部分を見直し、「川西市総合計画」や「川西市公共施設等総合管理計画」等とあわせて市立教育・保育施設のあり方について検討します。

2. スケジュール

令和 3 年 4 月から市立教育・保育施設のあり方検討を開始する。

令和3年										令和4年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	子・子会議			子・子会議							子・子会議	
	現在の状況など			5月のニーズ再見込みを踏まえた推計							事務局案の提示	
	教育・保育ニーズ再見込み											

令和4年									令和5年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	子・子会議									見直し計画案の提示	
	中間年見直し計画協議										
									パブリックコメントを実施		

会議開催回数は協議経過等により増減

3. 市立幼稚園の募集について

令和 2 年 10 月に市立幼稚園の募集を行うが、当該募集における入園希望などを踏まえ、状況により早急に施設のあり方検討を開始する。

令和 3 年度の募集を含め検討を開始するため、当該年度に令和 4 年度入園の園児募集を行わない可能性がある

【参考】市立幼稚園在園時児童の状況（令和 2 年 4 月 1 日時点）

園名	4 歳児	5 歳児	計
久代幼稚園	22	22	44
多田幼稚園	14	13	27
清和台幼稚園	6	13	19
東谷幼稚園	15	13	28
計	78	94	172

取り組み名	概要
1 感染予防対策事業	
(1) 市民の感染予防とその支援	
中小企業への消毒費用への助成	・事業所において従業員および来訪者に感染者が出た場合の消毒費用の一部を助成する
市民の感染予防力の強化	・学校・福祉施設等を中心に、感染症予防についての市民への啓発や相談を強化する
(2) 公共施設の感染予防対策	
本庁舎での感染予防対策	・本庁舎共用部分を毎日消毒する
キセラ川西プラザ等感染症予防対策	・非接触型体温計を確保する
感染予防機材、物品の確保	・感染予防機材、物品の備蓄計画を策定し、必要量を年次的に確保する
公共施設の再開及び感染予防対策	・市職員、および公共施設の感染予防対策を継続する
公営霊園送迎における感染予防対策支援	・川西市都市整備公社が行う公営霊園送迎における感染予防対策への支援を行う
(3) 避難所の感染予防対策、対策強化による複合災害の予防	
避難所の感染予防対策	・パーテーション(テント)、マスク、消毒液、非接触型体温計を確保する
	・ベッド、発電機、トイレ等を確保する
(4) 救急活動における感染予防対策	
救急活動における感染予防対策	・マスク、消毒液、感染防止衣等を確保する
(5) ごみ収集業務での感染予防対策	
ごみ収集業務での感染予防対策	・マスク、消毒液を確保する
(6) 中央図書館図書の消毒	
図書消毒器の設置	・利用者が図書を消毒できるよう図書消毒器を設置する
1 (7) 休日応急診療所における電話医療相談	
電話医療相談事業	・医師会の協力によりゴールデンウィーク以降緊急事態宣言中、電話医療相談事業を実施した
(8) 市主催イベントの再開と感染予防の取り組み	
市主催イベントの再開と感染予防の取り組み	・感染症対策をしながら市主催イベントの再開に向けて検討を行う
(9) 感染症対策に従事する職員への特殊勤務手当支給	
感染症対策に従事する職員への特殊勤務手当支給	・新型コロナウイルス感染症対策のうち規則で定める作業に従事した職員へ特殊勤務手当を支給する
(10) 感染症対策の検証と第二波へ備えた方針の見直し	
第二波等に備えた対応方針の整理	・国県の対応方針や本市の経験を踏まえて本市の対応方針を整理し、第二波に対して迅速な対応を図る

取り組み名	概要
2 福祉施設および福祉施設従事者、医療従事者等応援事業	
(1) 福祉施設、福祉施設従事者等への支援	
介護施設に対する感染予防研修	・感染管理認定看護師が介護施設に対して感染予防研修をウェブ会議形式で行う
福祉事業者応援訪問およびメール相談	・現在実施している福祉事業所応援訪問の範囲拡大と新たにメール相談の実施をする
福祉事業所等への運営継続支援	・収入が20%以上減少した通所介護事業所等、または感染者の発生により休業等を行った事業所を支援する ・1法人30万円を給付する
訪問系サービス事業所への支援	・濃厚接触者等へ訪問サービス等を提供する事業所へ、対象者1人あたり1万円を給付する ・障がい福祉 150千円、介護事業 640千円
福祉施設従事者への応援	・「ガバメントクラウドファンディング」等により寄附金を集め、福祉施設従事者への応援を行う
(2) 医療従事者への支援	
県基金を活用した医療従事者応援	・県基金による医療従事者応援を広報誌等で周知を行う
3 こども応援事業	
(1) 学校等再開および再開後の運営	
学校再開に向けた感染症対策	・マスク、消毒液、体温計等の小中学校、特別支援学校への配置を行う
" 学習準備	・除菌電解水給水機を設置する
特別支援学校介護タクシーの増便	・学校再開に伴って感染症対策・学習補償等に必要な備品、教材等を設置する
スクールサポートスタッフの配置	・再開時の教職員業務をサポートする人材を配置する（大規模校へは市独自で1名追加配置）
学校体育館スポットクーラーの整備	・夏季の授業・活動が増えるため空調未整備の体育館での熱中症予防を図る
修学旅行の安全な実施	・修学旅行を実施するにあたって、三密を避けるために増加する保護者負担への支援を行う
中学校の部活動支援	・中止される大会に代わる大会・試合を企画・実施する
留守家庭児童育成クラブでのマスク等購入、および助成	・マスク、消毒液、体温計等の配置および助成を行う
" 追加	・ " 追加
幼稚園、保育所等でのマスク等購入、および助成	・マスク、消毒液、体温計等の配置および助成を行う
" 追加	・ " 追加
教諭・保育士等への感染症予防対策指導	・教諭・保育士等へ感染症予防対策について指導を実施した
保育士等に対する感染防止等相談・支援事業	・感染症対策等について、保育士等が気軽に相談できる窓口設置や専門家による相談支援を行う
児童福祉施設等でのマスク等購入、および助成	・マスク、消毒液、体温計等の配置および助成を行う
" 追加	・マスク、消毒液等の衛生用品および感染防止のための備品等を追加購入する

取り組み名		概要
	(2) 学校ICT化と家庭でのICT学習環境の推進	
	学校でのICT環境の整備と家庭のICTを活用した学習環境	・学校での児童・生徒1人あたり1台の端末整備などを行う
	学習支援アプリの導入	・学習支援アプリの導入により、遅れている授業・学習のサポートを図る
	各公民館のWi-Fi機能の拡充	・子どもの学習場所として各公民館のWi-Fi機能を新設・拡充する（川西公民館は新設）
3	(3) 学習指導員の配置や民間事業者との連携などによる学習支援	
	学習指導員配置	・地域人材の活用により小中学生への学習指導を行う ・7月の週2回分追加配置、8~3月週4回の配置（大規模校へは市独自で1名追加配置）
	中学生への学習支援（民間連携）	・NPOや民間事業者と連携した中学生の学習支援を行う
	(4) スクール・ソーシャル・ワーカーの人材確保	
	スクール・ソーシャル・ワーカーの人材確保	・スクール・ソーシャル・ワーカーについて必要な人員を早期に確保する
	(5) 放課後等デイサービス利用への支援	
	放課後等デイサービス利用への支援	・特別支援学校等の休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担分等に対して助成を行う
	(6) 子育て世帯への経済的支援	
	子育て世帯臨時特別給付金	・児童手当受給者へ、対象児童1人当たり1万円を給付する
	ひとり親世帯等への臨時特別給付金	・児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第二子以降3万円の臨時特別給付金を給付する
	準要保護世帯の小学生の昼食費支援	・準要保護世帯の市立学校小学生の昼食費について、学校休業中の給食実施予定日数×給食費相当額を給付する
	テイクアウト支援事業の活用	・5(1) のテイクアウト・クーポンを生活困窮世帯などの子どもに配布する
4 市民の生活応援事業		
	(1) 雇用確保	
	緊急雇用対策としての職員採用	・企業内定取消者・大学生等を会計年度任用職員として5名採用する
	介護職就職応援給付金支給事業	・感染症の影響で失職した市民の介護職転職を、就職応援金の給付により支援する
4	(2) 市税、保険料等の減免・徴収猶予	
	市税、保険料等の減免・徴収猶予	・市税の徴収猶予、国民健康保険税、介護保険料の減免・徴収猶予、後期高齢者医療保険料の減免を行う
	水道料金の減免	・全契約者の4ヶ月分の基本料金と、水量料金の一部免除を行う
	市営住宅家賃等の減免・徴収猶予	・離職等により家賃の支払いが困難になった方への減免、徴収猶予を行う
	保育料等の減額	・休業・自粛要請期間中の保育所等の保育料、市立留守家庭児童育成クラブの育成料について減額・返金を行う
	公共施設使用料の減額	・公共施設の使用料について1/2に減額・返金を行う
	(3) 特別定額給付金給付に向けた対応の強化	
特別定額給付金	・全市民に対して1人あたり10万円を給付する	

取り組み名	概要														
(4) 生活困窮対策の強化 <table border="1" data-bbox="163 268 846 603"> <tr> <td>総合相談窓口の開設</td> <td>・「くらしとしごとの総合相談窓口」を設置する</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立相談の体制充実</td> <td>・相談員を2名増員する</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立相談へのSNSの活用</td> <td>・試行導入済みのSNSによる相談を他自治体に先駆けて本格導入する（8月まで） ・8月までの実施状況等を踏まえ、9月以降も継続実施する</td> </tr> <tr> <td>生活保護面接相談の体制強化</td> <td>・会計年度任用職員を1名増員し、相談体制を強化する</td> </tr> <tr> <td>住居確保給付金制度の拡充</td> <td>・「廃業・離職」に加えて、「収入減少」を支援対象とする</td> </tr> <tr> <td>市営住宅家賃等の減免・徴収猶予</td> <td>・解雇等により家賃の支払いが困難になった方に対して、減免、徴収猶予を行う</td> </tr> <tr> <td>市営住宅の提供</td> <td>・離職等により住居の退去を余儀なくされた方へ、6か月程度をめぐり7部屋を用意する</td> </tr> </table>	総合相談窓口の開設	・「くらしとしごとの総合相談窓口」を設置する	生活困窮者自立相談の体制充実	・相談員を2名増員する	生活困窮者自立相談へのSNSの活用	・試行導入済みのSNSによる相談を他自治体に先駆けて本格導入する（8月まで） ・8月までの実施状況等を踏まえ、9月以降も継続実施する	生活保護面接相談の体制強化	・会計年度任用職員を1名増員し、相談体制を強化する	住居確保給付金制度の拡充	・「廃業・離職」に加えて、「収入減少」を支援対象とする	市営住宅家賃等の減免・徴収猶予	・解雇等により家賃の支払いが困難になった方に対して、減免、徴収猶予を行う	市営住宅の提供	・離職等により住居の退去を余儀なくされた方へ、6か月程度をめぐり7部屋を用意する	
総合相談窓口の開設	・「くらしとしごとの総合相談窓口」を設置する														
生活困窮者自立相談の体制充実	・相談員を2名増員する														
生活困窮者自立相談へのSNSの活用	・試行導入済みのSNSによる相談を他自治体に先駆けて本格導入する（8月まで） ・8月までの実施状況等を踏まえ、9月以降も継続実施する														
生活保護面接相談の体制強化	・会計年度任用職員を1名増員し、相談体制を強化する														
住居確保給付金制度の拡充	・「廃業・離職」に加えて、「収入減少」を支援対象とする														
市営住宅家賃等の減免・徴収猶予	・解雇等により家賃の支払いが困難になった方に対して、減免、徴収猶予を行う														
市営住宅の提供	・離職等により住居の退去を余儀なくされた方へ、6か月程度をめぐり7部屋を用意する														
(5) 高齢者、障がい者への支援 <table border="1" data-bbox="163 646 846 810"> <tr> <td>きんたくん健康体操の普及・啓発</td> <td>・ケーブルテレビ、DVD配布、動画配信、広報臨時号によるきんたくん健康体操の普及啓発を図る</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者への支援</td> <td>・要支援者に対し、最新の防災マップ等を郵送し、スムーズな避難に向けて支援する</td> </tr> <tr> <td>心配ごと電話相談</td> <td>・民生委員等から、在宅の独居高齢者、重度障がい者等への安否確認を兼ねて心配ごとに関する電話相談を行う</td> </tr> <tr> <td>100歳以上高齢者への激励手紙</td> <td>・市内の100歳以上の高齢者に対し、マスクを同封した激励の手紙を出す</td> </tr> </table>	きんたくん健康体操の普及・啓発	・ケーブルテレビ、DVD配布、動画配信、広報臨時号によるきんたくん健康体操の普及啓発を図る	避難行動要支援者への支援	・要支援者に対し、最新の防災マップ等を郵送し、スムーズな避難に向けて支援する	心配ごと電話相談	・民生委員等から、在宅の独居高齢者、重度障がい者等への安否確認を兼ねて心配ごとに関する電話相談を行う	100歳以上高齢者への激励手紙	・市内の100歳以上の高齢者に対し、マスクを同封した激励の手紙を出す							
きんたくん健康体操の普及・啓発	・ケーブルテレビ、DVD配布、動画配信、広報臨時号によるきんたくん健康体操の普及啓発を図る														
避難行動要支援者への支援	・要支援者に対し、最新の防災マップ等を郵送し、スムーズな避難に向けて支援する														
心配ごと電話相談	・民生委員等から、在宅の独居高齢者、重度障がい者等への安否確認を兼ねて心配ごとに関する電話相談を行う														
100歳以上高齢者への激励手紙	・市内の100歳以上の高齢者に対し、マスクを同封した激励の手紙を出す														
(6) 国民健康保険等における傷病手当金制度の設立 <table border="1" data-bbox="163 853 846 890"> <tr> <td>国民健康保険等における傷病手当金制度の設立</td> <td>・国民健康保険、後期高齢者医療制度において傷病手当金給付制度を設立した</td> </tr> </table>	国民健康保険等における傷病手当金制度の設立	・国民健康保険、後期高齢者医療制度において傷病手当金給付制度を設立した													
国民健康保険等における傷病手当金制度の設立	・国民健康保険、後期高齢者医療制度において傷病手当金給付制度を設立した														
4 (7) 各種相談への対応 <table border="1" data-bbox="163 933 846 975"> <tr> <td>各種相談への対応</td> <td>・各種相談に対応する（感染症、生活困窮、事業者・労働者、学校、保育所・幼稚園等、市税、人権、いじめなど）</td> </tr> </table>	各種相談への対応	・各種相談に対応する（感染症、生活困窮、事業者・労働者、学校、保育所・幼稚園等、市税、人権、いじめなど）													
各種相談への対応	・各種相談に対応する（感染症、生活困窮、事業者・労働者、学校、保育所・幼稚園等、市税、人権、いじめなど）														
5 地域経済の応援事業 <table border="1" data-bbox="163 1018 846 1310"> <tr> <td colspan="2">(1) 市内事業者支援</td> </tr> <tr> <td>つながりづくり事業者支援金</td> <td>・持続化給付金の対象外となる売上減20～50%未満の事業者等へ、1事業者10万円を給付する</td> </tr> <tr> <td>クーポン制度によるテイクアウト事業者支援</td> <td>・参加飲食店が1冊2,500円相当(5食分)のクーポンを2,000円で1,000セット販売する（7/1に1,000セットを追加販売）</td> </tr> <tr> <td>県休業要請事業者等経営継続支援</td> <td>・県の休業要請等に応じて休業等をし、かつ売上が50%以上減少している市内事業者に対して県と市が協調して支援を行う</td> </tr> <tr> <td>商店街お買物券・ポイントシール事業</td> <td>・商店街の活性化を図るため、プレミアム付き商品券発行事業を補助する</td> </tr> <tr> <td>地域経済活性化対策の検討</td> <td>・専門家の参加を得て、コロナ対策・ポストコロナを見据えた地域経済活性化を産業ビジョンのアクションプランと併せて</td> </tr> <tr> <td>記念品への出品による販路拡大</td> <td>・市内事業者へ、新たな販路拡大の手段として、ふるさとづくり寄附金の記念品への出品を勧める</td> </tr> </table>	(1) 市内事業者支援		つながりづくり事業者支援金	・持続化給付金の対象外となる売上減20～50%未満の事業者等へ、1事業者10万円を給付する	クーポン制度によるテイクアウト事業者支援	・参加飲食店が1冊2,500円相当(5食分)のクーポンを2,000円で1,000セット販売する（7/1に1,000セットを追加販売）	県休業要請事業者等経営継続支援	・県の休業要請等に応じて休業等をし、かつ売上が50%以上減少している市内事業者に対して県と市が協調して支援を行う	商店街お買物券・ポイントシール事業	・商店街の活性化を図るため、プレミアム付き商品券発行事業を補助する	地域経済活性化対策の検討	・専門家の参加を得て、コロナ対策・ポストコロナを見据えた地域経済活性化を産業ビジョンのアクションプランと併せて	記念品への出品による販路拡大	・市内事業者へ、新たな販路拡大の手段として、ふるさとづくり寄附金の記念品への出品を勧める	
(1) 市内事業者支援															
つながりづくり事業者支援金	・持続化給付金の対象外となる売上減20～50%未満の事業者等へ、1事業者10万円を給付する														
クーポン制度によるテイクアウト事業者支援	・参加飲食店が1冊2,500円相当(5食分)のクーポンを2,000円で1,000セット販売する（7/1に1,000セットを追加販売）														
県休業要請事業者等経営継続支援	・県の休業要請等に応じて休業等をし、かつ売上が50%以上減少している市内事業者に対して県と市が協調して支援を行う														
商店街お買物券・ポイントシール事業	・商店街の活性化を図るため、プレミアム付き商品券発行事業を補助する														
地域経済活性化対策の検討	・専門家の参加を得て、コロナ対策・ポストコロナを見据えた地域経済活性化を産業ビジョンのアクションプランと併せて														
記念品への出品による販路拡大	・市内事業者へ、新たな販路拡大の手段として、ふるさとづくり寄附金の記念品への出品を勧める														
6 収束後に向けた新しい市民生活支援事業 <table border="1" data-bbox="163 1353 846 1428"> <tr> <td colspan="2">(1) 市民サービスへのICT活用の加速化</td> </tr> <tr> <td>図書館への電子図書の導入</td> <td>・中央図書館で電子図書を導入する</td> </tr> </table>	(1) 市民サービスへのICT活用の加速化		図書館への電子図書の導入	・中央図書館で電子図書を導入する											
(1) 市民サービスへのICT活用の加速化															
図書館への電子図書の導入	・中央図書館で電子図書を導入する														

取り組み名		概要
	行政サービスのオンライン化	・7(1) のウェブ会議システムを活用し、オンラインで両親学級、母親学級などの教室や相談を行う
	チャットボットによる案内の実施	・各種問い合わせにチャットボット「川西市AI窓口」を導入する
	保育料減免事務の効率化	・電算システムの導入による事務の効率化・迅速化を図る
(2)	職住近接のまちづくり	
	リモートオフィス整備支援（空き家活用）	・空き家を活用したリモートオフィスの整備・運営を支援する
(3)	アーティスト支援	
	芸術文化活動支援	・川西市文化・スポーツ振興財団等と連携し、川西ゆかりのアーティストによるイベント等を開催し、文化芸術活動を支援
(4)	市民の健康づくり支援	
	スポーツクラブ等を活用した健康づくり応援事業	・スポーツクラブ等と連携し、運動のきっかけや習慣化を支援する
	健幸マイレージによる健康づくり支援	・感染防止に配慮し、歩きたくなるポイント付与など工夫をしながら実施する
7 ポストコロナを見据えた新しい行政運営推進事業		
(1)	庁内外会議等へのウェブ会議システムの導入	
	ICTに関する基本方針の策定、情報システムの改革	・ICT総合戦略会議を設置し、基本方針の策定、情報システムの改革を図る
	ウェブ会議システムの導入	・システム・機器の整備により庁内会議や庁外関係者との連絡などのオンライン化を試験的に導入する
	タウンミーティング等のオンライン化の試行実施	・タウンミーティングや市政懇談会のオンライン化を試行的に実施する
(2)	職員の「新たな働き方」の推進	
	在宅勤務、時差出勤など職員の「新たな働き方」の推進	・ポストコロナ働き方研究会を設置し、在宅ワークや時差出勤などの新しい働き方を検討する
(3)	広報戦略の策定と情報発信のあり方の見直し	
	動画による情報発信の推進	・民間委託・連携により動画を作成し、よりわかりやすく魅力的な情報発信を行う
	広報戦略の策定と情報発信のあり方の見直し	・広報戦略の策定と情報発信のあり方の見直しを図る
(4)	コロナ対策における市民協働・官民連携の推進	
	市民・団体が実施する感染症対策・ポストコロナの課題	・市民協働事業補助制度を活用し、感染症対策・ポストコロナを見据えた市民・団体の活動を支援する
	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた官民連携の推	・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた官民連携を推進する